平成２２年（フ）第２０２号
高知市上町５丁目５番35号
債務者　山﨑　好子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０７号
高知県香美市土佐山田町新改200番地
債務者　田村　征子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０号
福岡県筑後市大字尾島558番地
債務者　槇原ひろ子（旧姓原武）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第２５０号
熊本市新土河原２丁目８番２号
債務者　内村　和美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２５１号
熊本市新土河原２丁目８番２号
債務者　内村　昭二
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２５２号
熊本市新土河原２丁目８番２号
債務者　内村有里恵
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１３号
沖縄県名護市東江４丁目17番２―201号　諸見里アパート
債務者　米須　理恵
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月26日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第１４号
沖縄県名護市字宇茂佐1703番地45　アフロハイツ628号
債務者　島津　祐太
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月26日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第１５号
沖縄県名護市字喜瀬1352番地　喜瀬市営住宅101号
債務者　具志堅辰郎
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月26日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第１８号
沖縄県国頭郡今帰仁村字勢理客346番地
債務者　幸喜　尚昭
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月26日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第６８号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番２―801号
債務者　河部　孝幸
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第７７号
北海道苫小牧市弥生町２丁目９番３―301号
債務者　崎山　智樹
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第７８号
北海道苫小牧市弥生町２丁目９番３―301号
債務者　崎山恵美子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第７９号
北海道苫小牧市拓勇西町１丁目２番地の17　シャーメゾンＫ203号
債務者　崎山　和樹
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第８６号
北海道苫小牧市のぞみ町３丁目17番17号
債務者　針金　信忠
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第８８号
北海道苫小牧市字沼ノ端948番地の38
債務者　太田　　恵
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２０号
岩手県釜石市大只越町１丁目５番28号口川Ａ Ｐ201、旧住所東京都大田区東蒲田１丁目２番11号コーポ大田203
債務者　山崎　由佳
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第２２号
岩手県釜石市大只越町１丁目５番28号口川Ａ Ｐ201、旧住所東京都大田区東蒲田１丁目２番11号コーポ大田203
債務者　山崎　　努
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係